

毒物劇物販売業廃止届に必要な書類等

※ 毒物劇物販売業を廃止した場合は、廃止後30日以内に下記を提出してください。

- ① 廃止届〔別記第11号様式の(2)〕
- ② 毒物劇物販売業登録票